

協会の外務員の資格、登録等に関する規則 (平 4. 7.14)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、外務員の資格、職務、研修制度等及び金融商品取引法（以下「金商法」という。）第64条の7第1項の規定に基づく外務員の登録に関する委任事務の内容等を定めることにより、外務員の資質の向上及び外務員登録制度の的確かつ円滑な運営を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 外 務 員 協会の役員又は従業員のうち、定款第5条各号に掲げる協会の種類に応じた業務に関し、その協会のために金商法第64条第1項各号に掲げる行為（以下「外務員の職務」という。）を行う者をいう。
- 2 一種外務員 外務員のうち、外務員の職務（第4条の2に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等（定款第3条第7号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）を行うことができる者をいう。
- 3 信用取引外務員 外務員のうち、二種外務員の外務員の職務及び信用取引等（信用取引及び発行日取引をいう。以下同じ。）に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第4条の2第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。
- 4 二種外務員 外務員のうち、定款第3条第1号に掲げる有価証券（次に掲げるものを除く。）に係る外務員の職務（定款第3条第4号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。）及び金商法第33条第2項第6号に規定する行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第4条の2第1項第3号又は第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。
 - イ 新株予約権証券（金商法第2条第1項第9号に規定するものをいい、金商法第2条第1項第17号に係るものを含む。）
 - ロ 新投資口予約権証券（金商法第2条第1項第11号に規定するもの及び投資信託及び投資法人に関する法律第220条第1項に規定する外国投資法人が発行する新投資口予約権証券に類する証券をいう。以下同じ。）
 - ハ カバードワラント（金商法第2条第1項第19号に規定するものをいう。）
 - ニ イからハに掲げるものに係る金商法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書
 - ホ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債（「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下「投資勧誘規則」という。）第2条第7号に規定するものをいう。以下同じ。）
 - ヘ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（投資勧誘規則第2条第8号に規定するものをいう。以下同じ。）
 - ト レバレッジ投資信託（投資勧誘規則第2条第9号に規定するものをいう。以下同じ。）
- 5 特別会員一種外務員 外務員のうち、特別会員においては、登録金融機関業務（定款第5条第3号に規

定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。)に係る外務員の職務(登録金融機関金融商品仲介行為(金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。))をいう。以下同じ。)、金商法第33条の2第1号に掲げる行為に係るもの及び第4条の2に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。)を行うことができる者を、特定業務会員(定款第5条第2号イに掲げる業務を行う者に限る。)においては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。

- 6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務(次に掲げる有価証券及び取引に係る業務を除く。)並びに金商法第33条第2項第6号に規定する行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第4条の2第1項第3号又は第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。

- イ 新投資口予約権証券
- ロ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債
- ハ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託
- ニ レバレッジ投資信託
- ホ 有価証券関連デリバティブ取引等
- ヘ 選択権付債券売買取引

- 7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務(次に掲げる有価証券に係る業務を除き、特定店頭デリバティブ取引等については第4条の2に該当する者に限る。)に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。

- イ 新投資口予約権証券
- ロ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託
- ハ レバレッジ投資信託

第2章 外務員の登録義務、資格等

(外務員の登録義務)

第3条 協会員は、その役員又は従業員に外務員の職務を行わせる場合は、その者の氏名、生年月日その他細則で定める事項につき、本協会に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。

- 2 協会員は、前項の規定により当該協会員が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

(外務員資格)

第4条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。

- 1 一種外務員 「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による一種外務員資格試験の合格者
- 2 信用取引外務員 平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験の合格者
- 3 二種外務員 試験規則による二種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者
- 4 特別会員一種外務員 試験規則による一種外務員資格試験又は特別会員一種外務員資格試験の合格者
- 5 特別会員二種外務員 試験規則による二種外務員資格試験若しくは特別会員二種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者

6 特別会員四種外務員 試験規則による一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験、特別会員二種外務員資格試験若しくは特別会員四種外務員資格試験（平成27年1月1日改正前の試験規則第3条第6号に規定する特別会員四種外務員資格試験をいう。以下同じ。）の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者

（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）

第4条の2 協会員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備し、かつ、第3条に規定する登録を受けている外務員でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせてはならない。

1 平成21年4月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者

2 平成21年3月31日以前に実施した試験規則による一種外務員資格試験又は特別会員一種外務員資格試験の合格者であり、かつ、平成21年4月1日以降に実施した、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事するために行う、本協会が指定する方法による社内研修であり、かつ、本協会が外務員資格に応じて有効と認めたもの（以下この条において「第1項社内研修」という。）を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者

3 金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（同項第2号に掲げる業務に限る。）に従事する者であって、平成21年3月31日以前に実施した試験規則による二種外務員資格試験、特別会員二種外務員資格試験若しくは特別会員四種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者であり、かつ、第1項社内研修を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者

2 前項の規定にかかわらず、協会員は、登録を受けている外務員のうち、次の各号に掲げる要件をすべて充足する者に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。ただし、協会員と他の協会員との間で、役員又は従業員の異動が恒常的に行われ、平成21年3月31日以前に実施した、平成21年4月1日改正前の「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第7条の2の規定による社内研修（以下この条において「第2項社内研修」という。）の受講結果が共有される場合であって、かつ、本協会が適当と認めるときは、第2号において、当該他の協会員が実施した第2項社内研修を、当該協会員が実施したものと報告することができる。

1 平成21年3月31日以前に実施した試験等により、前条各号に掲げる要件を具備した者

2 第2項社内研修を受講させ、その結果が本協会に報告されている者

3 前号の報告をした協会員に所属している者

3 協会員は、第1項社内研修を実施したときは、その結果を本協会が指定する方法により、遅滞なく、報告しなければならない。

（資格外の外務員の職務の禁止）

第5条 協会員は、その役員又は従業員のうち、第4条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、第2条第2号から第7号までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。

（外務員の職務禁止措置）

第6条 本協会は、「協会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第11条の規定により審査した結果、外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）が、外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、決定により、当該行為時に所属していた協会員に対し当該外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置（以下「外務員の職務禁止措置」という。）を講ずる。ただし、本協会がこの規則第

11条の規定による処分を行う場合又は従業員規則第12条第1項に基づき不都合行為者として取り扱う場合については、この限りでない。

2 前項又は「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第29条第1項の規定により次の各号に掲げる期間の、外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者（以下「外務員の職務禁止措置者」という。）が、その決定を受けた日から5年以内に、当該各号に掲げる場合に該当したときは、前項に規定する外務員の職務禁止措置の期間は5年間とする。

1 1月を超える期間 再度1月を超える外務員の職務禁止措置に相当する事由が生じた場合

2 1日以上期間 再度外務員の職務禁止措置に係る決定を受け、かつ、当該措置期間中にさらに外務員の職務禁止措置に相当する事由が生じた場合

3 本協会は、第1項の規定により外務員の職務禁止措置に係る決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を同項に規定する協会員に通知する。この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者（定款第3条第9号に掲げる金融商品仲介業者をいう。）に所属している若しくは個人金融商品仲介業者（金融商品仲介業規則第3条の2に規定する個人金融商品仲介業者をいう。）となっているときは、当該協会員及び当該他の協会員に通知する。

4 本協会は、第1項又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定により外務員の職務禁止措置者に係る登録申請協会員（この規則第7条第1項第1号に規定する登録の申請を行う協会員をいう。）が前項に規定する通知を受けていない場合には、当該登録申請協会員に対し、教示するものとする。ただし、第6条の5第1項又は金融商品仲介業規則第29条の5第1項の規定により外務員の職務禁止措置を解除された者及び外務員の職務禁止措置期間が経過した者は、この限りでない。

5 本協会は、第1項の規定による外務員の職務禁止措置を講じようとするときは、同項に規定する協会員に対し当該外務員の職務禁止措置の内容及び根拠となる法令等の条項並びにその原因となる事実を通知し、確認を行う。

6 前各項は、外務員でない協会員の役員又は従業員について準用する。この場合において、第1項中「外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「協会員の役員又は従業員（協会員の役員又は従業員であった者を含む。以下この条において同じ。）」と、「外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為」とあるのは「前条及び従業員規則第7条各号に規定する行為、同規則第8条に規定する不適切行為又は金融商品取引業者の役員若しくは従業員として遵守すべき法令等に違反する行為その他著しく不適当な行為」と、「当該外務員につき」とあるのは「当該役員又は従業員につき」と、第3項中「当該外務員が」とあるのは「当該役員又は従業員が」と読み替えるものとする。

（不都合行為者及び外務員の職務禁止措置者の外務員の職務の禁止）

第6条の2 協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者に外務員の職務を行わせてはならない。

2 協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者に、その決定を受けた日から5年間は、外務員の職務を行わせてはならない。

3 協会員は、外務員の職務禁止措置者に、当該外務員の職務禁止措置期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。

（外務員の職務禁止措置者名簿）

第6条の3 本協会は、外務員の職務禁止措置者の名簿（以下「外務員の職務禁止措置者名簿」という。）

を備え、当該外務員の職務禁止措置者名簿に外務員の職務禁止措置者の氏名、性別、生年月日、当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容、当該外務員の職務禁止措置の内容及び当該外務員の職務禁止措置の決定日その他必要と認める事項を記載する。

(外務員の職務禁止措置の解除の申請)

第 6 条の 4 協会員は、外務員の職務禁止措置者について、改悛の情があることが明らかである場合又は当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、当該外務員の職務禁止措置を解除することが適当と認められたときは、細則に定める事項を記載した書面を提出することにより、当該外務員の職務禁止措置の解除を申請することができる。

(外務員の職務禁止措置の解除の審査及び通知)

第 6 条の 5 本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認められたときは、決定により、その申請に係る者について外務員の職務禁止措置を解除することができる。

- 2 本協会は、前項の審査の結果について、当該審査に係る申請を行った協会員に通知する。
- 3 本協会は、第 1 項の規定により外務員の職務禁止措置を解除したときは、外務員の職務禁止措置者名簿につき、その者に関する記載を抹消する。

第 3 章 外務員の登録手続、処分等

(外務員の登録申請)

第 7 条 協会員は、第 3 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。

- 1 登録の申請を行う協会員（以下「登録申請協会員」という。）の商号又は名称及びその代表者の氏名
- 2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
 - イ 氏名、生年月日及び性別
 - ロ 役員又は従業員の別
 - ハ 識別番号
 - ニ 外務員の職務（金融商品仲介業規則第 2 条第 7 号に規定する外務員の職務を含む。）を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者（金商法第 2 条第 9 項に掲げる金融商品取引業者をいう。）、登録金融機関（金商法第 2 条第 11 項に掲げる登録金融機関をいう。）又は金融商品仲介業者（金商法第 2 条第 12 項に掲げる金融商品仲介業者をいう。）の商号、名称又は氏名及びその行った期間
 - ホ 金融商品仲介業（金商法第 2 条第 11 項に掲げる金融商品仲介業をいう。）を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
 - ヘ 金融商品取引業（金商法第 2 条第 8 項に掲げる金融商品取引業をいう。）を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間
- 2 登録の申請を行う際には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 協会員は、登録の申請を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則その他関連法令に基づき本協会が定めるところにより電子情報処理組織（本協会の使用に係る電子計算機と登録の申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接

続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法又は書面の提出による方法により行うことができる。

(登録及び登録済通知)

第 8 条 本協会は、協会員から登録の申請があった場合には、次条第 1 項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第 3 条第 1 項に定める事項を登録原簿に登録する。

2 本協会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、前条第 3 項に規定する方法により、その旨を登録申請協会員に通知する。

(登録の拒否)

第 9 条 本協会は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類につき虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているとき（第 7 条第 3 項の規定に基づき登録の申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該登録の申請の内容に虚偽があり若しくは重要な事実が欠けているときを含む。）は、その登録を拒否する。

- 1 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでに掲げる者
- 2 金商法第 64 条の 5 第 1 項の規定又はこの規則第 11 条第 1 項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者
- 3 登録申請協会員以外の金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者
- 4 金商法第 66 条の規定により金融商品仲介業者として登録されている者

2 本協会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、細則に定めるところにより、当該登録申請協会員に通知し、審問を行う。

3 本協会は、前項の規定による審問の結果、登録を拒否したときは、遅滞なく、書面によりその旨を登録申請協会員に通知する。

(登録事項の変更等届出)

第 10 条 協会員は、第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、第 7 条第 3 項に規定する方法により、その旨を本協会に届け出なければならない。

- 1 第 7 条第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項に変更があったとき。
- 2 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリの規定に該当することとなったとき。
- 3 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき。

2 前項第 3 号の規定により届出を行おうとする協会員は、当該届出に係る外務員に従業員規則第 9 条に規定する事故がある場合には、当該届出の前に同規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書を提出しなければならない。

(外務員についての処分)

第 11 条 本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、金商法第 64 条の 5 第 1 項の規定に基づき、その登録を取り消し、又は 2 年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。

- 1 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- 2 協会員が行う金融商品取引業(定款第 5 条各号に掲げる会員、特定業務会員又は特別会員の業務をいう。)のうち外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著

しく不適当な行為をしたと認められるとき。

- 3 過去5年間に第14条第1項第3号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去5年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。
- 2 本協会は、前項の規定による処分をしようとするときは、細則に定めるところにより、当該外務員の所属する協会員に通知し、聴聞を行う。
- 3 本協会は、前項の規定による聴聞の結果、当該外務員について処分を行ったときは、遅滞なく、書面にその理由を記載のうえ、当該外務員の所属する協会員に通知する。

（外務員についての処分内容の公表）

第12条 本協会は、前条第3項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。

1 公表対象

証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、勧告（外務員に係るものに限る。）を行ったもの

2 公表内容

処分の対象となる行為があった協会員名、営業所又は事務所の名称、役職名、当該行為の概要及び処分内容

（外務員の職務禁止措置者及び処分者に対する研修）

第13条 協会員は、第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置者又は第11条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受講させなければならない。

（登録の抹消）

第14条 本協会は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

- 1 第11条第1項の規定により外務員の登録を取り消したとき。
 - 2 外務員の所属する協会員が定款第12条第2項、第14条第2項、第32条第2項に掲げる場合に該当したとき。
 - 3 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき。
- 2 本協会は、前項第2号又は第3号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、第7条第3項に規定する方法により、その旨を当該外務員の所属する協会員に通知する。

（登録事務に関する届出）

第15条 本協会は、第8条第1項の規定による登録、第10条の規定による届出に係る登録の変更、第11条第1項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を当該外務員の所属する協会員の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては、関東財務局長）に対して提出する。

- 1 当該外務員の所属する協会員の商号又は名称
- 2 当該外務員の氏名及び生年月日
- 3 処理した登録事務の内容及び処理した年月日
- 4 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の処分又は登録の抹消である場合には、その理由

（登録手数料の納付）

第16条 協会員は、外務員の登録を受けようとするときは、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条に規

定する登録手数料を本協会に納めなければならない。

2 前項の登録手数料は、原則として、登録の申請を行う際に、金銭により納めるものとする。

(細則への委任)

第 17 条 外務員の登録手続について、必要な事項は、細則で定める。

第 4 章 外務員の研修

(外務員資格更新研修の受講等)

第 18 条 協会員は、登録を受けている外務員に、その登録を受けた日（以下「外務員登録日」という。）を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に修了するように、外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。

2 協会員は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内に修了するように、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。

3 本協会は、前2項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日（以下この条において「受講義務期限」という。）の翌日にすべての外務員資格の効力を停止し、その所属する協会員に対しその旨を通知する。

4 協会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該停止が解除されるまでの間は、外務員の職務を行わせてはならない。

5 協会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日から180日までの間（以下この条において「猶予期間」という。）に修了するように、資格更新研修を受講させるよう努めなければならない。

6 本協会は、前項の規定により資格更新研修を修了した者について、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その所属する協会員に対しその旨を通知する。

7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、猶予期間の最終日の翌日にすべての外務員資格を取り消し、その所属する協会員に対しその旨を通知する。

8 資格更新研修の方法については、本協会がこれを定める。

9 試験規則第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定は、資格更新研修について準用する。この場合において、各規定中、「試験」とあるのは「資格更新研修」と、「受験手続」とあるのは「受講手続」と、「受験料」とあるのは「受講料」と、「委員会」とあるのは「本協会」と、「不正受験者」とあるのは「不正受講者」と、「不合格」とあるのは「未修了」と、「受験」とあるのは「受講」と、「不正受験」とあるのは「不正受講」と、「受験者」とあるのは「受講者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(社内研修の受講)

第 19 条 協会員は、登録を受けている外務員について、資格更新研修とは別に、毎年、外務員の資質の向上のための社内研修を受講させなければならない。

付 則

1 この規則は、平成4年7月20日から施行する。

2 この規則の施行の日において、現に改正前の証取法第62条第1項の規定により外務員の登録を受けている

者は、この規則により外務員の登録を受けたものとみなす。

付 則 (平 6. 2. 16)

- 1 この改正は、平成6年3月1日から施行する。
- 2 特別会員の役員又は従業員のうち、当該特別会員の本協会加入の日前に証取法第65条の2第3項において準用する同法第62条第1項の規定により外務員の登録を受けている者は、この規則により外務員の登録を受けたものとみなす。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条及び第10条を改正。

付 則 (平 6. 9. 29)

この改正は、平成6年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第8条第2項及び第3項を改正。

付 則 (平10. 11. 30)

- 1 この改正は、平成10年12月1日から施行する。
- 2 協会員は、この改正規則施行の日から起算して1年を経過するまでの間は、第2条第2項の規定にかかわらず、その営業所で同条第1項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につき当該期間内に同項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。
- 3 改正後の第8条第1項第1号の規定は、この改正規則施行の際現に新法（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「システム改革法」という。）附則第2条に規定する新証券取引法をいう。以下同じ。）第28条の4第9号イからへまでのいずれかに該当している登録外務員（旧法（システム改革法附則第2条に規定する旧証券取引法をいう）第32条第4号イからニまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新法第28条の4第9号イからへまでのいずれかに該当している場合については、この改正規則施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、適用しない。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条第1項、第3条第1項第2号ホ、同条第2項、第6条第1項、同条同項第1号から第3号、第7条第1項、同条同項第2号、第8条第1項、同条同項第1号及び第2号、第9条第1項第2号及び第11条第1項を改正。
- (2) 第7条第2項を新設。

付 則 (平12. 6. 27)

この改正は、平成12年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1条及び第11条第1項を改正。

付 則 (平12. 11. 22)

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1条及び第11条第1項を改正。

付 則 (平13. 1.17)

この改正は、平成14年3月31日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条第2項を改正。

付 則 (平13. 9.19)

この改正は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第8条の2の規定は、施行日以後に勧告が行われるものについて適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第8条の2及び第8条の3を新設。

付 則 (平14. 2.20)

この改正は、平成14年3月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第3項及び第4項を第4項及び第5項に繰り下げ、第3項を新設。
- (2) 第7条第1項第1号を改正。

付 則 (平15. 3.19)

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第2号イを改正し、ロを削り、ハ及びニをロ及びハに繰り上げ、ホを改正シニに繰り上げる。
- (2) 第3条第2項を改正し、第3項を削り、第4項及び第5項を第3項及び第4項に繰り上げる。
- (3) 第7条第1項第1号を改正。
- (4) 第10条を改正。

付 則 (平15. 4.16)

- 1 この改正は、平成15年5月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成15年8月1日から施行し、同日以後の行為について適用する。
- 2 この改正規定の施行日前に、証券従業員に関する規則第6条ただし書の規定により本協会が一種外務員又は特別会員一種外務員の外務行為を行わせることが適当であると認めた者については、第4条ただし書の規定による会員の外務員資格認定者又は特別会員の外務員資格認定者とみなす。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を「協会の外務員の登録等に関する規則」から「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に改正。
- (2) 第1条を改正。
- (3) 第2条を新設し、旧第2条を第3条に繰り下げ、改正。
- (4) 第4条、第5条及び第6条を新設。
- (5) 旧第3条を第7条に繰り下げ、改正し、旧第4条を削り、旧第5条から旧第8条を各3条ずつ繰り下げ、第8条から第11条とし、改正。
- (6) 旧第8条の2を第12条に繰り下げる。

- (7) 旧第8条の3から旧第11条を第13条から第16条に繰り下げ、改正し、旧第12条を第17条に繰り下げる。
- (8) 第18条を新設し、旧第13条を削る。

付 則 (平15. 9. 30)

この改正は、平成15年10月14日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条第1項、第10条第1項を改正。

付 則 (平15. 10. 15)

- 1 この改正は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条に係る改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第4条及び第5条に係る改正規定施行の際、会員の役員である者については一種外務員資格試験の合格者とみなし、特別会員の役員である者については特別会員一種外務員資格試験の合格者とみなす。
- 3 平成16年4月1日前に、改正前の第4条ただし書の規定により本協会が一種外務員又は特別会員一種外務員の外務行為を行わせることが適当であると認めた者であって、次の各号に掲げる者は、一種外務員資格試験又は特別会員一種外務員資格試験の合格者とみなす。
 - 1 この改正規定の施行の日において、外務員の登録を受けている者
 - 2 会員営業責任者資格試験若しくは会員内部管理責任者資格試験又は特別会員営業責任者資格試験若しくは特別会員内部管理責任者資格試験の合格者

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条、第13条を改正。
- (2) 第18条を新設し、第18条を第19条に繰り下げる。
- (3) 第20条を新設。

付 則 (平16. 3. 17)

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条第2項、第4項及び第5項、第7条第1項第2号ニ、第9条第1項第1号及び第3号、第10条第1項第2号、第11条第1項第1号を改正。
- (2) 第7条第1項第2号ホ、第9条第1項第4号、第11条第1項第3号を新設。

付 則 (平16. 11. 26)

この改正は、平成16年12月1日から施行する。ただし、第18条の2及び第20条の改正規定は、平成17年6月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第5号、同条第6号、第16条、第19条、第20条を改正。
- (2) 第18条の2を新設。

付 則 (平17. 9. 20)

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条第2号を改正。

付 則 (平18. 6. 29)

この改正は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第18条の3の改正規定は、平成18年9月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条第1項、第18条第1項、第2項及び第7項、第18条の2第1項、第2項及び第7項、第19条第1項、同項第2号及び同条第2項を改正。
- (2) 第18条の3、第19条第1項第3号を新設。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。
- (2) 第1条、第2条、第4条から第6条まで、第7条第1項各号、第8条、第9条、第10条第1項第2号、同条第2項、第11条第1項第1号及び第2号、同条第2項及び第3項、第12条本文及び第2号、第14条第1項第2号、同条第2項、第15条、第16条第1項、第17条、第18条第1項及び第3項から第5項まで、第18条の2第1項から第5項まで及び第8項、第18条の3第1項及び第2項、第19条及び第20条を改正。
- (3) 第2条第4号ハ、第7条第1項第2号へ及び第7条の2を新設。

付 則 (平19. 12. 18)

- 1 この改正は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 本協会は、平成19年12月31日現在登録されている特別会員の外務員のうち、金商法第33条第2項第1号に掲げる業務(有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。)又は同項第2号から第4号に掲げる有価証券の私募の取扱い業務に専ら従事する者について、本協会が別に定めるところにより特別会員が届出を行った場合には、平成22年12月31日までの間、第18条に規定する資格更新研修の受講を免除することができる。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第18条を改正。
- (2) 第18条第2項を新設し、同条旧第2項から旧第7項を第3項から第8項へ繰り下げる。
- (3) 第18条の2第1項から第3項及び第8項を改正。
- (4) 第18条の2第4項から第7項を削り、同条旧第8項を第4項に繰り上げる。
- (5) 第18条の3第1項及び第3項を改正。
- (6) 第18条の3第2項を削り、同条旧第3項を第2項に繰り上げる。
- (7) 第19条を削り、旧第20条を第19条に繰り上げる。

付 則 (平21. 2. 17)

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第2号から第7号を改正。
- (2) 第4条の2を新設。
- (3) 第5条を改正。

- (4) 第7条の2を削る。
- (5) 付則（平19. 9. 18）第2項から第6項を削る。

付 則（平21. 12. 15）

この改正は、平成21年12月15日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第4号及び第6号を改正。
- (2) 第4条の2第1項第2号を改正。
- (3) 第4条の2第1項第3号を新設。
- (4) 第18条の2第2項を改正。
- (5) 第18条の3を改正。

付 則（平22. 5. 18）

- 1 この改正は、平成22年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第6条の2第2項に規定する「従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者」は、施行日以後に従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱うことを決定し、かつ、従業員規則第15条第1項の規定による不都合行為者の取扱いの解除を行っていない者をいう。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条第1項、第2項及び第3項を改正し、旧第6条第4項及び旧第5項を改正し第6条の2第2項及び第3項に繰り下げ、旧第6条第6項を削る。
- (2) 第6条の2第1項、第6条の3から第6条の5を新設。
- (3) 第11条第1項、第18条、第18条の2第3項、第18条の3、第19条を改正。

付 則（平23. 1. 18）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第2条第5号、第7条第1項、同条第3項、同条第4項、第8条、第9条第1項、第10条第1項、第14条第2項、第15条、第16条及び第17条を改正。
- (2) 第18条第1項、同条旧第3項、同条旧第4項及び同条旧第6項を改正し、同条旧第2項を削り、同条旧第3項から同条旧第8項を各1項ずつ繰り上げ同条第2項から同条第7項とし、同条第8項及び第9項を新設。
- (3) 第18条の2及び第18条の3を削る。
- (4) 「本協会が別に定める日」は平成24年1月16日。

付 則（平23. 12. 20）

- 1 この改正は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、施行日前までに協会員が本協会が別に定めるところにより申請を行い、本協会が認めた場合には、平成24年6月30日までの間は、適用しない。
- 3 平成10年9月16日付理事会決定「金融機関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整備についての要綱」（以下「要綱」という。）は、平成24年9月30日（以下「廃止日」という。）をもって廃止する。
- 4 廃止日後において、次の各号に掲げる者については、第2条第5号又は第6号の規定にかかわらず、当該

各号に定めるところによる。

- 1 平成11年2月前に実施した特別会員一種外務員資格試験の合格者（従業員規則の付則（平成6年2月16日改正に係るもの。）第5項及び第6項の規定に基づき特別会員一種外務員資格試験の合格者とみなす者を含む。）は、第2条第5号に定める外務員の職務のうち、次号に掲げる業務、国債等の有価証券関連デリバティブ取引等、選択権付債券売買取引及び有価証券の私募の取扱いに係る外務員の職務のみ行うことができる。
- 2 平成11年2月前に実施した特別会員二種外務員資格試験の合格者（従業員規則の付則（平成6年2月16日改正に係るもの。）第5項の規定に基づき特別会員二種外務員資格試験の合格者とみなす者を含む。）は、第2条第6号に定める外務員の職務のうち、金融商品取引法第33条第2項第2号に掲げる業務以外の業務に係る外務員の職務のみ行うことができる。
- 5 廃止日において、現に外務員の登録を受けている前項各号に掲げる者であって、要綱1.（3）に規定する事前研修を受講した者は、当該外務員の登録が抹消されるまでの間、それぞれ第2条第5号又は第6号に定める特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員の職務を行うことができる。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第4号、第6号及び第7号を改正。

付 則（平26. 3. 18）

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条第6項の規定は、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事故（従業員規則第9条に規定する事故をいう。）について適用する。
- 2 施行日前に改正前の規則第6条第1項又は第2項の規定による外務員資格取消処分若しくは外務員資格停止処分を受けた者については、第7条を除き、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず施行日前に改正前の規則第6条第1項又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者につき改正後の規則第6条第2項の規定を適用する場合、当該外務員資格停止処分を受けた者は、その処分に係る決定を受けた日において、改正後の規則第6条第1項又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定により外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者とみなす。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条第4号、同条第6号及び第6条第1項から第3項を改正。
- (2) 第6条第4項から第6項を新設。
- (3) 第6条の2第2項、同条第3項、第6条の3、第6条の4、第6条の5第1項及び同条第3項を改正。
- (4) 第7条第1項第2号ハを改正し、同条第2項を削り、同条旧第3項及び同条旧第4項を同条第2項及び同条第3項に繰り上げる。
- (5) 第8条第2項、第9条第1項、第10条第1項、第12条第1号、第13条、第14条第2項及び第16条第1項を改正。

付 則（平26. 6. 17）

この改正は、平成27年1月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第4条第6号を改正。

付 則（平26. 11. 18）

この改正は、平成26年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第2条第4号、第6号及び第7号を改正。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第2条第1号及び第5号、第9条第1項第1号、第10条第1項第2号、第11条第1項第1号及び第2号を改正。

付 則 (平29. 6. 30)

この改正は、平成29年8月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。
第6条第6項を改正。